

資料編

① 策定の経過	70
② 池田市総合計画審議会	72
③ 市民参画の取組	77
④ 関連するおもな分野別計画等一覧	79
⑤ 用語集	80



1 策定の経過

(1) 策定の体制

総合計画審議会

機能	総合計画の審議
構成	会長：中川幾郎（帝塚山大学名誉教授）、 副会長：金子丈雄（池田市立学校園 PTA 協議会会長） 委員：27 名（学識経験委員 15 名、市民委員 9 名、市職員 3 名）
開催日	令和 3 年 4 月 5 日～令和 4 年 4 月 19 日
開催数	延 17 回 全体会議：5 回 部会：12 回（自治総合部会 4 回、地域生活環境・まちづくり部会 4 会、健康福祉・教育部会 4 会）

総合計画策定委員会

機能	調整機関（各部局間調整）
構成	市職員 19 名（副市長、教育長、上下水道・病院事業管理者及び各部長）
開催日	令和 3 年 1 月 18 日～令和 5 年 2 月 6 日
開催数	8 回

総合計画策定ワーキングチーム

機能	検討機関（試案及び各種の資料作成）
構成	市職員 15 名（総合政策部長、総合政策部次長及び各部の次課長）
開催日	令和 2 年 12 月 1 日～令和 4 年 9 月 7 日
開催数	9 回

総合計画策定若手ワーキングチーム

機能	検討機関（試案及び各種の資料作成） ※職階別研修（政策策定研究）として実施
構成	各年度の新任副主幹級職員

(2) 策定の経過

年月日	内容	詳細
令和 2 年		
9 月 10 日～9 月 27 日	市民意識調査の実施	
11 月 2 日～11 月 20 日	総合計画審議会公募委員を募集	
11 月 28 日	市民ワークショップの開催	
12 月 1 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 1 回）	第 7 次池田市総合計画の策定にあたっての基本的な考え方等について、第 7 次池田市総合計画の策定に向けた調査報告について、池田市の今後のまちづくりの主要課題と今後の方向性について
12 月 8 日	総合計画審議会公募委員への就任通知	
12 月 17 日～12 月 25 日	学識経験者、市民への審議会委員としての就任依頼	
令和 3 年		
1 月 13 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 2 回）	第 7 次池田市総合計画における基本構想の骨子案について
1 月 18 日	総合計画策定委員会（第 1 回）	第 7 次池田市総合計画の策定スケジュールについて、第 7 次池田市総合計画の策定に向けた各種取組の状況について
2 月 26 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 3 回）	第 7 次池田市総合計画における基本構想素案について
3 月 22 日	総合計画策定委員会（第 2 回）	第 7 次池田市総合計画基本構想素案について
4 月 5 日～令和 4 年 4 月 19 日	総合計画審議会（延 17 回）	※詳細は 74 ページ参照
5 月 21 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 4 回）	第 7 次池田市総合計画の策定に係る経過及び今後のスケジュールについて、令和 3 年度第 1 回総合計画審議会での意見等について、第 7 次総合計画前期基本計画における施策体系等について
7 月 16 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 5 回）	第 7 次池田市総合計画基本構想の修正案について、第 7 次池田市総合計画前期基本計画における施策体系等について
10 月 20 日～12 月 3 日	中学生アンケート調査の実施	
11 月 11 日	総合計画策定ワーキングチーム（第 6 回）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における施策体系等について
11 月 15 日	総合計画策定委員会（第 3 回）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における施策体系等について
11 月 25 日	総合計画策定委員会（書面照会①）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
	総合計画策定ワーキングチーム（書面照会）	第 7 次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
令和 4 年		
2 月 22 日	総合計画策定委員会（第 4 回）	第 7 次池田市総合計画（案）について
3 月 3 日	総合計画策定委員会（書面照会②）	第 7 次池田市総合計画（案）について
3 月 7 日～3 月 28 日	パブリックコメント及びキャッチフレーズの公募	
4 月 19 日	総合計画審議会（第 5 回）	最終審議承認、市長への答申
4 月 26 日	総合計画策定委員会（書面照会③）	第 7 次池田市総合計画（案）について
6 月 27 日	総合計画基本構想（案）を市議会に提出 閉会中の総務委員会に付託	
8 月 10 日・22 日・23 日	市議会総務委員会	
9 月 6 日	市議会にて総合計画基本構想（案）を原案通り可決	
令和 5 年		
2 月 6 日	総合計画策定委員会（第 5 回）	第 7 次池田市総合計画本編及び概要版（案）について



2 池田市総合計画審議会

(1) 諮問と答申

① 諮問書

池田市総合計画審議会会長 中川 幾郎 様	池政策発第1号 令和3年4月5日	池田市長 富田 裕樹
第7次池田市総合計画について(諮問)		
<p>今後の池田市政の進むべき方向と、それを実現するための方策を明らかにするため、新たな総合計画の策定について、調査、審議くださるよう諮問いたします。</p>		

② 答申書

池田市長 瀧澤 智子 様	令和4年4月19日	池田市総合計画審議会 会長 中川 幾郎
第7次池田市総合計画について(答申)		
<p>令和3年4月5日付池政策発第1号により本審議会に諮問された標記について、別冊「第7次池田市総合計画(案)」のとおり答申いたします。</p> <p>なお、本計画に基づく各施策の推進にあたり、特に留意いただきたいと思料する事項について、以下付帯意見を申し添えますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願いいたします。</p>		
記		

(1) 市民からの意見の反映について

本計画の策定に当たっては、市民意識調査をはじめとして、計画素案に対するパブリックコメント手続やキャッチフレーズ募集を実施するなど、まちづくりに関わる市民の声を直接反映させることを大切にしてきた。計画策定後も、市民の思いを丁寧に汲み取りながら、各種の取組を推進されたい。また、寄せられた意見等のうち、総合計画の性質上、各種計画や事業等に委ねざるを得なかったものについても、漏れなく今後の市政運営に活用する姿勢を期待する。

(2) 計画を実現するための組織体制について

本計画は、池田市の最高規範である「池田市みなんでつくるまちの基本条例」の中で、「執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない」と規定されるように、市政運営において最も重要な指針である。本計画の推進に当たっては、職員全体への着実な浸透を図るとともに、各種の取組の進行管理を徹底するなど、めざすまちの将来像の実現に資する組織体制づくりに努められたい。

(3) 持続可能な市政運営に向けた取組について

本計画は、新型コロナウイルスの拡大をはじめとする激動の時代に策定される。池田市を取り巻く環境、社会情勢は大きなうねりの中にあり、今後の市政運営は「想定外」の連続となるものと思料する。このような状況において、本計画のすべての施策において意識すべきものと位置付けた「まちづくりの進め方」に関しては、単なる標語として掲げるに留めるのではなく、SDGsの達成をはじめとする持続可能な市政運営の屋台骨として真に機能させられたい。そのために、市民をはじめとする多様な主体との協働や自治体デジタル・トランスフォーメーションといった中核的な取組を具体的かつ戦略的に推進されたい。

以上



(2) 審議の経過

年月日	全体会又は部会名(回数)	主な検討内容
令和3年		
4月5日	全体会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 審議会会長・副会長の互選について 第7次池田市総合計画に係る池田市長からの諮問について 第7次池田市総合計画策定のスケジュール及び体制について 第7次池田市総合計画基本構想案について 審議会部会の振り分けについて
8月5日	全体会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画策定の進捗状況について 第7次池田市総合計画基本構想案の背景となった池田市のデータについて 第1回全体会の意見への市役所内部の検討結果について 審議会部会の再編成について
11月17日	健康福祉・教育部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画における施策体系案について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「子どもと大人の未来を育てるまち」について
11月24日	健康福祉・教育部会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会における主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「いきいきと暮らし続けられるまち」について
11月26日	地域生活環境・まちづくり部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画における施策体系案について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「価値を高め発信するまち」について
11月28日	自治総合部会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画における施策体系案について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
12月1日	地域生活環境・まちづくり部会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会における主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「地球環境と調和する安全・安心なまち」について
12月6日	健康福祉・教育部会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「子どもと大人の未来を育てるまち」及び「いきいきと暮らし続けられるまち」に関する主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」について
12月12日	自治総合部会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会における主要意見等について 第7次池田市総合計画(案)のキャッチフレーズの公募について
12月22日	地域生活環境・まちづくり部会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画前期基本計画施策シート「価値を高め発信するまち」及び「地球環境と調和する安全・安心なまち」に関する主要意見等について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」、「評価に基づく進行管理」、「施策の重点化」について
12月26日	自治総合部会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 主要意見等振り返りと各施策シートへの反映について 第7次池田市総合計画前期基本計画における「まちづくりの進め方」に盛り込む取組とその推進の体系について
令和4年		
2月1日	健康福祉・教育部会(第4回)	第7次池田市総合計画(案)について
2月2日	自治総合部会(第4回)	第7次池田市総合計画(案)について
	地域生活環境・まちづくり部会(第4回)	第7次池田市総合計画(案)について
2月10日	全体会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画(案)について 第7次池田市総合計画(案)のキャッチフレーズの公募について
4月10日	全体会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画(案)について 第7次池田市総合計画(案)のキャッチフレーズの募集結果について
4月19日	全体会(第5回)	<ul style="list-style-type: none"> 第7次池田市総合計画(案)について 第7次池田市総合計画に係る池田市長への答申について

(3) 委員名簿

氏名	所属等	委員就任期間	審議会役職	参加部会	部会役職
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日	会長	自治総合	会長
門屋 正三	ソフトバンク株式会社	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
北川 淳也	会社員	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
渋川 修二	ダイハツ工業株式会社	令和3年8月5日～令和4年4月19日			
清水 直樹	大阪大学大学院	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
高野 恵亮	大阪市立大学教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
鳥巢 房夫	ダイハツ工業株式会社	令和3年2月2日～令和3年8月4日			
若本 和仁	大阪大学准教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
大島 博文	大阪成蹊大学教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			会長
浅田 圭佑	会社員	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
板谷 実	池田市社会福祉協議会事務局長	令和3年2月2日～令和4年4月19日		地域生活環境・まちづくり	
岡本 厚	池田市観光協会会長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
喜多村 航己	大阪成蹊大学	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
栗田 拓	NPO法人トイボックス代表理事	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
ゲレンチェール 亜子	外国人等代表	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
近藤 誠司	関西大学准教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
多田 幸希	池田商工会議所	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
吉田 三莉	関西大学	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
池上 益世	大阪青山大学准教授	令和3年2月2日～令和4年4月19日			会長
荒木 正太	会社員	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
金子 丈雄	池田市立学校園PTA協議会会長	令和3年2月2日～令和4年4月19日	副会長	健康福祉・教育	
眞田 巧	大阪教育大学附属池田小学校長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
田中 宏幸	JICA 関西	令和3年2月2日～令和3年3月31日			
田淵 和明	池田市教育長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
田和 正裕	JICA 関西 大阪大学特任教授	令和3年4月1日～令和4年4月19日			
畑中 蒼	大阪青山大学	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
林 陽	外国人等代表	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
茂籠 知美	池田市社会福祉協議会事務局長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
庄田 佳保里	NPO法人いけだエコスタッフ理事長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			自治総合、 地域生活環境・まちづくり
石田 健二	池田市副市長	令和3年10月1日～令和4年4月19日			自治総合、 地域生活環境・まちづくり、 健康福祉・教育
岡田 正文	池田市副市長	令和3年2月2日～令和4年4月19日			
元平 修治	池田市副市長	令和3年2月2日～令和3年9月28日			

※ 参加部会ごとに並べ、部会長を除いて五十音順。敬称略。

※ 所属等は、委員就任時のもの。

※ 審議途中で退任した委員を含む。



(4) 池田市総合計画審議会条例

昭和43年12月27日
条例第25号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に池田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員若干名を以つて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は任命する。

(1) 学識経験を有するもの

(2) 市民

(3) 市職員

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認めるときは、委員でないものを会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部SDGs政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年7月6日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年7月4日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月27日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。


附 則(令和元年12月23日条例第25号)抄

(施行期日)


1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 市民参画の取組

(1) 市民意識調査


目 的	これまでのまちづくり事業やこれからのまちづくりの方向性などについて、市民の率直な意見等を伺い、総合計画に反映する基礎資料としたもの。
対象者	住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民3,000名
方 法	郵送
期 間	令和2年9月10日～9月27日
配布数	2,991件(郵送した3,000件のうち、住所不明による不達9件を除く)
回収数	1,812件
回収率	60.6%
詳 細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/11223.html 

(2) 池田市の未来を語るサロン


目 的	「子育て」や「教育」は若い世代を中心に市民の関心やニーズも高く、未来の本市を考える上で重要なテーマであると捉え、総合計画の策定の参考とするため、子育てや教育に関心がある市民と共に「未来の池田市の教育・子育て環境はどうあるべきか」について取組方法やアイデアを話し合ったもの。
日 程	令和2年11月28日(土) 13時30分～16時30分
場 所	池田市保健福祉総合センター 大会議室 ※特別講演はオンラインでライブ配信。また、講演後1か月限定アーカイブ配信。
参加数	延べ28名(特別講演23名(うちオンライン4名)、サロン24名)
共 催	大阪大学大学院 工学研究科
内 容	①特別講演 テーマ:「自分と社会をよくする子育て環境に向けて」 講 師:白井智子氏 NPO 法人新公益連盟代表理事、NPO 法人トイボックスアドバイザー ②サロン(参加者同士での話し合い) テーマ:「池田市の“未来”の子育て・教育」
詳 細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/salonreport.html 



(3) 中学生アンケート調査

目的	第7次総合計画が満了する約10年後に社会と大きく関わることになる中学生から、池田のまちや社会がどうあってほしいかという意見を集めるとともに、中学生自身が自分たちの住んでいるまちについて興味や関心を持ち、将来について考える機会としたもの。
対象者	池田市立中学校全5校の全生徒 ※「ほそごう学園」については、ほそごう学園後期課程とし、7年生～9年生を、それぞれ中学1年生～3年生として扱った。
方法	WEB回答
期間	令和3年10月20日～12月3日
回収数	1,955件
回収率	79.9%
詳細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/15205.html 

(4) パブリックコメント及びキャッチフレーズの募集

目的	総合計画（案）に対して市民の意見を直接反映させるとともに、計画が市民にとってより親しまれるものとするためにアイデアを求めたもの。
対象者	市内に在住、または通勤・通学している方、市内の法人・団体など
方法	WEB応募フォーム、電子メール、郵送、ファックス、持参
期間	令和4年3月7日～3月28日
提出数	パブリックコメント 18件 キャッチフレーズ 37件
詳細	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/sogoseisaku/seisaku/sogokeikaku/7thsoukei/keika/koubo/index.html 

4 関連するおもな分野別計画等一覧

施策の柱	施策の名称	関連する分野別計画等
(1) 価値を高め発信するまちづくり	1 「環境共創」のまちづくり	池田市環境学習基本方針 池田市緑の基本計画 池田市グリーンインフラ推進計画 池田市環境基本計画 池田市一般廃棄物処理基本計画
	2 地域特性をいかしたまちづくり	池田市都市計画マスタープラン 池田市立地適正化計画 都市再生整備計画 池田市市街化調整区域まちづくり基本方針 地域再生計画（官民連携による都市近郊農村地域の地域再生推進事業）
	3 都市活力の維持と活性化	池田市農業経営基盤強化促進基本構想
	4 シティプロモーションの展開	池田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 明日の日本を支える観光ビジョン 《観光庁》 空港の設置及び管理に関する基本方針 《国土交通省》
(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり	1 子ども・子育て支援の充実	池田市子ども・子育て支援事業計画 池田市障害児福祉計画
	2 学校教育の充実	池田市教育ビジョン 池田市教育大綱
	3 生涯学習の推進と郷土愛の醸成	池田市歴史文化基本構想
(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり	1 人権と多様性を尊重するまちづくり	池田市男女共同参画推進計画「いけだパートナーシップ21」 池田市地域福祉計画 池田市自殺対策計画
	2 高齢福祉の充実	池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
	3 障がい福祉の充実	池田市障害者計画 池田市障害福祉計画
	4 保健・医療の充実	池田市健康増進計画、食育推進計画「健康いけだ21」 大阪府医療計画 《大阪府地域医療構想》
(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり	1 「危機への備え」の充実	池田市国土強靱化地域計画 池田市地域防災計画 池田市国民保護計画 池田市住宅・建築物耐震改修促進計画
	2 快適な住宅・住環境づくり	池田市住宅マスタープラン 池田市空家等対策計画 池田市市営住宅長寿命化計画 地域住宅計画「大阪府池田市地域」
	3 道路・公共交通の充実	池田市都市公園ストック再編事業計画 池田市地域公共交通計画 池田市バリアフリーマスタープラン 池田市交通バリアフリー基本構想 池田市自転車活用推進計画 池田市橋梁長寿命化修繕計画
	4 上下水道の充実	池田市上下水道ビジョン 池田市上下水道施設整備計画 池田市池田処理区公共下水道事業計画 池田市猪名川流域関連公共下水道事業計画 池田市上下水道事業経営戦略 池田市水安全計画 池田市上下水道 BCP

※この表では、第7次池田市総合計画前期基本計画策定時点の関連するおもな分野別計画等を掲載しています。
※複数の施策に関連する計画等については、最も関連性の高い施策にのみ掲載しています。



5 用語集

※ 複数の意味を持つ言葉は、本誌で用いる意味を掲載。

あ行

新しい生活様式

頁：31

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた行動変容の在り方のこと。「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の一人ひとりの基本的感染対策をはじめ、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイルが厚生労働省から例示されている。

アプリ

頁：33

「application software」の略称であり、特定の用途、目的のために設計されたソフトウェアのこと。

新たな日常

頁：6

新型コロナウイルス感染症拡大の局面で現れた国民意識や行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、少子高齢化、付加価値生産性の低さ、東京一極集中などの課題の解決を実現する社会状況のこと。具体的には、デジタル化の推進による Society5.0 の実現とそれによる地方創生、ヒト・イノベーションへの投資、包摂的な社会づくりなどのこと。

池田市子供の移動経路交通安全プログラム

頁：61

子どもの移動経路の安全確保に向けた取組を実施するため、関係機関による安全推進体制を組織して、学校などからの点検報告をもとに、危険箇所の点検や対策の実施、対策効果の検証、検証結果による対策の改善などを効果的かつ効率的に行うために本市が策定したプログラムのこと。

池田市上下水道事業経営戦略

頁：62

高度経済成長期に整備した資産が一斉に更新時期を迎えるなか、節水型機器の普及、人口減少などによる今後の水需要の減少に対し、中長期的な視点で将来を見据えた効率的な事業運営を行い、経営の健全化を実現するため、投資、財政の見直しをもとに今後の方針をまとめた、本市の上下水道事業に係る基本計画のこと。

池田市総合計画審議会

頁：67

本市の附属機関として置かれる、市長の諮問に応じて池田市総合計画に関する事項を審議する機関のこと。委員は、学識経験者、市民、市職員から市長が委嘱、任命する。

池田市民カーニバル

頁：32,33

「いけだ・いらっしゃいフェスティバル」をはじめとする、市民交流イベントのこと。

池田市みんなでつくるまちの基本条例

頁：4

本市のまちづくりの最高規範となる条例。2006年4月1日施行。この条例に基づき、市民、市議会、そして行政がまちづくりの基本理念を共有し、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、お互いに協力してまちづくりを進めていくことが求められている。

いけだつながりシート Ikeda_s

頁：37

全市民を対象とした、母子健康手帳の延長版として使える、成長及び発達の記録ファイルのこと。フェイスシート（受診医療機関等の基本情報を記録）と現在の様子（運動、学習、就労準備など、成長及び発達による変化を記録）の二部構成となっている。

いけだピアまるセンター

頁：31

創業間もない又は新事業を起こそうとする中小企業、起業家をめざす方々を支援するための本市の施設のこと。1Fでコワーキングスペースを、2Fで企業育成室を貸出している。

一般会計

頁：9

税金などを財源として、市の基本的な仕事（福祉、教育、道路整備など）を行うための会計のこと。対して、保険料の収入などで医療費の支出を賄う国民健康保険など、特定の目的のための会計を「特別会計」という。

医療的ケア児

頁：36,37

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子どものこと。

医療レセプト

頁：53

医療機関が保険者に請求する診療報酬の詳細を記した明細書のこと。

インクルーシブ教育

頁：39

人間の多様性の尊重などの強化や、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において小・中学校での教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。

インバウンド

頁：33

外国人の訪日旅行者のこと。対義語はアウトバウンドで、日本からの海外旅行者のことをいう。

ウォークابل

頁：29

車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上、すなわち「居心地が良く歩きたくなる」まちなかをめざす取組のこと。

エリアプラットフォーム

頁：29

行政をはじめ、まちづくり及び地域課題解決に関心がある企業、団体、住民、地権者、就業者などが集まって、まちの将来像を議論し、その実現に向けた取組について協議、調整を行うための場のこと。

エンパワーメント

頁：46

個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術、能力を引き出し、高めること。

大阪池田ゲストインフォメーション

頁：33

2018年2月に池田駅構内にて開設した観光案内所のこと。

大阪エコ農産物

頁：31

農薬、化学肥料の使用量が基準の半分以下で栽培された農産物であるとして、大阪府が認証したもののこと。

大阪広域水道企業団

頁：62,63

大阪府営水道を引き継ぐ団体として、2010年度に大阪府内の42市町村が共同で設立した一部事務組合（特別地方公共団体）のこと。

大阪版認定農業者

頁：31

国の認定農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者を育成、支援するため、大阪府が認定したもののこと。

か行

介護離職

頁：48

介護と仕事の両立が難しいなど、介護を理由に仕事を離職してしまうこと。

街路の修景

頁：28

舗装、植栽などの街路空間の改修を行い、まちなみの保存、再整備を行うこと。

学習指導要領

頁：38

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。およそ10年に1度改訂され、教科書や時間割はこれをもとに作られている。

学校運営協議会

頁：38,39

学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議するため、学校ごと又は相互に連携する小・中学校につき1つ置くことができる、保護者、地域住民、学識経験者などで構成される機関のこと。



がんがら火祭り

頁：32,33

毎年8月24日に行われる、17世紀中頃から続く北摂を代表する火祭りのこと。大松明が市内を練り歩く。

環境学習

頁：26,27

これから社会が直面する課題に対応していくため、人間を取り巻く広い意味での環境について学び、考えを深め、行動力を養う学習のこと。

環境共創

頁：25,26

環境という枠組みを通じて、様々なステークホルダーが協働し、ともに新たな価値を創造、共創すること。

企業人権啓発推進員協議会

頁：47

企業の相互連携を図り、企業の立場から主体的に人権問題に関して幅広い啓発活動を進めることを目的とした、公正採用選考人権啓発推進員（社内の人権啓発に関する中心的な役割を果たすものとして選任される者）設置事業所などにより構成される組織のこと。

既成市街地

頁：58

古くから住宅等が建ち並び、既に市街地を形成している区域のことで、本市では主に池田駅、石橋阪大前駅周辺をいう。

義務教育学校

頁：9,37

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的に、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程の計9年を修業年限とする学校のこと。

キャリア教育

頁：39

一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力、態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

狭あい道路

頁：61

幅員4メートル未満で、一般交通の用に供される道路のこと。住環境上の問題、交通上の障がい、消防活動や避難の困難さ、延焼の危険性などの安全及び防災上の問題を抱えている。

協働

頁：9,13,18,27,38,47,56

市民、市議会、執行機関などが、それぞれの果たすべき役割、責務を自覚し、相互に尊重し信頼しながら協力し合うこと。

業務継続計画（BCP）

頁：57,62,63

自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。BCPは「Business Continuity Plan」の略称。

緊急交通路

頁：61

災害発生時などに、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の通行を禁止、制限するものとして都道府県公安委員会が指定する道路区間のこと。

緊急速報メール

頁：57

携帯電話事業者が、生命に関わる緊急性の高い情報を特定のエリアの対応端末に配信するものであり、株式会社NTTドコモ提供の緊急速報「エリアメール」、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社提供の緊急速報メールを指す。

グリーンインフラ

頁：26,27

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと。

グリーンベルト

頁：61

歩道と車道が区分されていない道路において、自動車などの通行車両に歩行者の通行空間であることを視覚的に認識させ、速度抑制を促すため緑色に着色した路側帯のこと。

ゲートキーパー

頁：47

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる。

下水道計画区域内普及率

頁：62

下水道により下水を排除することができる区域において、実際に下水道を使うことができる人の割合のこと。

元気高齢者

頁：48,49

超高齢社会において貴重な人材となる、意欲、能力をもった高齢者のこと。

健康いけだ 21

頁：53

「すべての市民が健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むまち」「生涯にわたり健やかに暮らせるまち」に向けての本市の各種取組を定めた計画のこと。第2次池田市健康増進計画・食育推進計画の通称。

広域観光

頁：33

複数のエリアにまたがる観光資源をネットワーク化した観光のこと。

郊外型分譲住宅

頁：9

都市部に隣接する地域において、まとまった土地を分割し、建築した戸建て住宅を販売する形式のこと。1909年、箕面有馬電気軌道株式会社が呉服神社周辺に広がる2万7千坪の用地を買収し開発に着手、翌1910年に同社路線の開通にあわせ、一区画100坪を目安とする10年の月賦販売という斬新な販売方法により販売が開始された。

公共施設等

頁：9,15,27,66

地方公共団体が所有する道路、上下水道、公園などのインフラ資産や学校、保育所などの施設をいう。

公共施設等のマネジメント

頁：66

地方公共団体が保有又は借り上げているすべての公共施設、インフラ施設、土地を、自治体経営の観点から総合的かつ統括的に企画、管理、利活用する取組のこと。

公共用水域

頁：62,63

河川、湖沼などの公共の用に供される水域のこと。

洪水ハザードマップ

頁：57

国及び都道府県が、洪水浸水想定区域（想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）として指定した区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示して公表した「洪水浸水想定区域図」に対して、洪水予報などの伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項などを記載したもののこと。

高齢者

頁：30,31,33,48,49,52,57,58,59,60

国連の世界保健機関（WHO）の定義では、65歳以上の人のこと。日本では、65～74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と呼ぶ。

こども食堂

頁：36

子どもの居場所づくりを目的に、低料金による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる施設として開設されるものこと。

コミュニケーションツール

頁：46

意志や情報を伝達するための道具のこと。

コミュニティ

頁：29,30,38,59,65

市民が互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的に結ばれた組織のこと。

コミュニティスクール

頁：38

学校運営協議会制度のこと。学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進めていくことを目的とする。

コワーキングスペース

頁：31

フリーランス、起業家、在宅で勤務している会社員など、場所に縛られない働き方をしている人たちが利用する共同型オフィスのこと。

コンパクトシティ

頁：28

都市的土地利用の郊外への拡大の抑制と中心市街地の活性化が図られ、行政、医療、福祉、商業などの生活に必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市のこと。



さ行

再資源化

頁：27

ごみを原料（資源）として再利用すること。具体的には、使用済製品、生産工程から出るごみなどを回収したものを利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことをいう。「資源循環」「リサイクル」と呼ばれ、いわゆる「3R」の一つ（他2つは「リデュース」「リユース」）。

最終処分場

頁：26,27

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所のこと。廃棄物は、リサイクル、リユースされる場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。

再生可能エネルギー

頁：27

石油、石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光、風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

歳入

頁：9,66

市の収入のことで、市税のほか、地方交付税、市債、都道府県支出金、国庫支出金などからなる。対して、市の支出を「歳出」という。

サイバー犯罪

頁：7

不正アクセス行為の禁止などに関する法律違反、コンピュータ及び電磁的記録対象犯罪、不正指令電磁的記録に関する犯罪、ネットワーク利用犯罪のこと。

シェアリングエコノミー

頁：7

個人、組織、団体などが保有する何らかの資源（モノ、場所、技能、資金など）を貸し出し、利用者と共に共有（シェア）する新たな経済の動きのこと。

市街化調整区域

頁：29

都市において無秩序な市街化を抑制するため、都市計画法に基づき定められる、自然環境の保全などを図るべきとされる区域のこと。

しごと相談・支援センター

頁：31

市民、市内在学又は在勤の方を対象とした就労相談、労働相談を実施する事務所のこと。

自主防災組織

頁：56,57

「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて自主的に結成する、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

自助、共助

頁：17

「自助」は、自分（家族を含む）の身を自分の努力によって守ること。「共助」は、地域や近隣の人が互いに協力し合うこと。いずれも、災害時の被害を抑えるための考え方。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 持続可能な開発目標（SDGs）

頁：6

「Sustainable Development Goals」の略称で、「持続可能な開発目標」のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた国際開発目標。理念は「誰一人取り残さない（leave no one behind）」であり、開発途上国から先進国までのあらゆる国々で、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための目標として、17のゴールと169のターゲットを設定している。

執行機関等

頁：4

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者のこと。

指定管理者

頁：40

指定管理者制度に基づき、地方公共団体に代わって公の施設の管理を行う者のこと。地方公共団体の出資法人、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などから選定され、議会の議決をもって決定される。

シティプロモーション

頁：25,32,33

地域の魅力を高め、それらを内外に発信し、その地域へヒト、モノ、カネを呼び込み、地域を活性化させる活動のこと。

児童発達支援センター

頁：37

障がい児を日々保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作等に係る支援を提供することを目的とする施設のこと。

社会教育

頁：40,41

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年、成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）のこと。

社会教育施設

頁：41

公民館、図書館、博物館その他社会教育の奨励を目的として設置される施設のこと。

社会保障関係経費

頁：9,15

子育て、高齢者福祉、介護、生活保護などの社会保障制度の実施に要する経費のこと。

重症心身障がい児

頁：36,37

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している子どものこと。

就職氷河期世代

頁：30

1990～2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代のこと。

住宅ストック

頁：58,59

建築されている既存の住宅のこと。

住宅セーフティネット

頁：59

高齢者、障がい者、子育て世帯、所得の低い方などの住宅の確保に配慮が必要な方に対する、空家、空室などを活用した居住支援のこと。

重要給水施設

頁：63

医療機関や防災活動の拠点となる施設など、災害時に特に優先して水を確保することが必要な施設のこと。

受援

頁：56,57

災害時に、他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO及びボランティアなどの各種団体から、人的、物的資源などの支援及び提供を受け、効果的に活用すること。

商業・業務機能

頁：15

商業施設（商品及びサービスの販売、提供を目的とする施設）、業務施設（オフィス、事業所などの仕事の本拠となる施設）による地域特性のこと。

上下水道サポーター会議

頁：63

施設見学、意見交換などを通して、職員と市民が一体となって上下水道事業を共に考えることを目的に、公募によって選出された市民からなる組織のこと。

食品ロス

頁：27

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

女性の貧困

頁：46

出産、育児のため非正規労働者になりやすいこと、配偶者などから暴力的な支配構造におかれやすいことなどから、男性よりも女性の方が貧困に陥りやすい社会的状況のこと。

人権擁護委員

頁：47

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、侵犯された場合の救済のための処置を採り、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする、市町村の各区域ごとに法務大臣が委嘱する委員のこと。

人権擁護推進協議会

頁：47

すべての市民に保障されている基本的人権を擁護し、市民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、もって明るいまちづくりに寄与することを目的に設立され、様々な人権啓発活動を行っている市民団体などで構成される組織のこと。

人生100年時代

頁：35,40

リンダ・グラットン著書「ライフシフト」がきっかけとなり広まった言葉。日本は健康寿命が世界一の「超長寿社会」を迎えており、多様な「人生の再設計」の在り方、教育、雇用制度、社会保障などの制度構築などが課題となっている。



スクールカウンセラー

頁：39

児童生徒に対する相談、保護者及び教職員に対する相談、教職員などへの研修、事件及び事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを担う専門職員のこと。

スクールソーシャルワーカー

頁：39

問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を担う専門職員のこと。

スケールメリット

頁：66

規模を大きくすることによって得られる効果、利益のこと。

スマート自治体

頁：7

ICTなどの新技術を活用して、都市、地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市、地域のこと。スマートシティともいう。

スマート農業

頁：31

ロボット技術、ICT技術を活用して、省力化、精密化、高品質生産などを実現する新たな農業のこと。

政策医療

頁：53

その時代において国の医療政策として国立病院、療養所が担うべき医療のこと。転じて、地域医療の維持、充実のため、政策的観点から市立病院において担っている医療機能をいい、救急医療、周産期医療、小児医療などが挙げられる。

生産年齢人口

頁：7,8,9,15

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層のこと。

成人期

頁：51

発育が完了した時期から老化が始まるまでの時期のこと。医学的には20歳前後から60歳前後までとされる場合が多いが、具体的な年齢、区分は社会的背景等によって異なり、日本の法律では18歳以上の者を成人としている。

青年期

頁：37

14、5歳から24、5歳までの、児童期と成人期の中間の時期のこと。

セーフティーキーパー事業

頁：57

安全パトロール隊の巡回など、小さくとも世界に誇れる安全で安心なまち「インターナショナル・セーフティシティ」を実現するため、池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例に基づき実施する市の事業のこと。

セーフティネット

頁：13,17,59

事故、災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合などに備えて用意された制度のこと。「安全網」と訳される。

設置管理許可制度

頁：59

都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度のこと。

選択と集中

頁：18

競争力のある事業を「選択」し、経営資源をこの選択した事業に「集中」という経営手法、経営理論のこと。

先端技術

頁：7,18,66

先端的な科学技術であって、特にマイクロエレクトロニクス、バイオテクノロジーなど民間産業に応用されているもののこと。

た行

耐水化対策

頁：57

河川氾濫などの災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するためのハード・ソフトによる浸水対策のこと。

ダイバーシティ社会

頁：46

多様な背景をもった人々や価値観を包含し、受容する社会のこと。

多核連携型の国づくり

頁：6

スマートシティの社会実装の加速、地方への新たな人の流れの創出、地域の中小企業の経営人材の確保、地方都市の活性化に向けた環境整備などに向けた取組によって、東京一極集中を脱し、地域の魅力の向上、二者択一ではない大都市圏と地方圏の関係の構築などをめざす地方創生の方向性のこと。

脱炭素・循環型社会

頁：26,27

「脱炭素社会」とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」をめざす社会のこと。「循環型社会」とは、限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のこと。

多文化共生社会

頁：46,47

国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

団塊ジュニア世代

頁：48

1971～1974年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた人々のこと。

地域医療構想

頁：52

今後の人口減少及び高齢化に伴う医療ニーズの質及び量の変化、労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化、連携を進めていく必要があることから、都道府県において、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量を医療機能ごとに推計して策定されたビジョンのこと。

地域活動支援センター

頁：46

障がい者などを対象に、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う施設のこと。

地域共生社会

頁：17,50

制度、分野ごとの縦割り、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代、分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らし、いきがい、地域を共に創っていく社会のこと。

地域公共交通計画

頁：61

地方公共団体が定める、地域における円滑な移動環境の実現、持続可能な公共交通の確保をめざし、今後の地域公共交通の在り方及び具体的な取組を示す計画のこと。

地域コミュニティ推進協議会

頁：65

市立小学校及び義務教育学校の通学区を単位として、その地域内の市民を会員として構成され、地域内において実施（廃止、見直し）する必要がある事業を本市に一定の枠内で提案する権限を有する組織のこと。

地域包括ケアシステム

頁：48,49

高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援、サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

頁：48,49

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、2006年度から新設された拠点のこと。保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメント、権利擁護、総合的な相談及び支援、ケアマネジャーへの支援などを行う。

地球温暖化

頁：27

人間の活動が活発になるにつれて、大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のこと。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇し、また気候変動により異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系、生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

地産地消

頁：30,31

地域で生産されたものをその地域で消費すること。また、そうした消費活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組のこと。

着地型観光

頁：25

旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源をもとにした旅行商品、体験プログラムを企画、運営する形態の観光のこと。



長期優良住宅

頁：59

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための基準、規模などを満たす住宅として、設計及び維持保全の計画について本市の認定を受けたものこと。認定を受けた住宅は、税制上の優遇措置が講じられる場合がある。

直葬

頁：58,59

通夜、告別式などの儀式は行わず、自宅又は病院から直接火葬場に遺体を運び、火葬にする方式のこと。

特殊詐欺

頁：7

面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金などを交付させたりする詐欺のこと。

特定健診

頁：53

生活習慣病の予防を目的とした、対象者（40～74歳）に対するメタボリックシンドロームに着目した健診のこと。

特定保健指導

頁：53

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うこと。

特別支援教育

頁：39

対象となる児童・生徒の自立や社会参加に向けて、個々の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うこと。これまでの特殊教育の対象となる障がいに加えて、知的な遅れのない発達障がいも含む。

都市型水害

頁：27

都市化に伴って起こる水害のこと。地面の大半がコンクリート、アスファルトで覆われているため、雨水が浸透しにくく、大量の雨水が下水道、河川に流れ込むために起こる水害などをいう。

都市型ワーケーション

頁：33

「ワーケーション」は、仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた欧米発の造語であり、テレワークなどを活用し、普段の職場、居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うこと。「都市型ワーケーション」は、距離的には都市部に近いエリアで、いつもの勤務環境とは違う環境で働く働き方のこと。

都市活力

頁：12,14,20,25,30

商工業及び文化の活性化、人的交流などによって向上されるまちの魅力や活気のこと。

都市経営

頁：4,18,64,66

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営と捉える考え方のこと。

都市計画道路

頁：60

都市計画法に基づいて計画された道路のこと。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上などの観点からまちづくりの検討を行うのにあわせて、都市計画道路の見直しが検討される。

都市的土地利用

頁：15

都市における生活、活動を支えるための住宅地、工業用地、事務所及び店舗用地、一般道路などによる土地利用のこと。

ドメスティック・バイオレンス

頁：46

配偶者、恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力のこと。

とよの地域若者サポートステーション

頁：31

豊能地域（豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町）に居住する15～49歳の方及びその家族を対象とした就労支援、自立支援事業を実施する事業所のこと。

な行

二次医療圏

頁：53

医療法の規定により、都道府県において地域的単位として設定される、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域のこと。大阪府内は8つの医療圏があり、豊能二次医療圏は豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市2町で構成される。

ニュースポーツ

頁：42

オリンピック競技に新たに採用されたスケートボード、3×3バスケットボールなどのアーバンスポーツを含めた、誰でも気軽にすぐに楽しめることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツのこと。

認知症サポーター

頁：49

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

認認介護

頁：48

認知症高齢者が認知症高齢者を介護すること。

農業経営計画

頁：31

農業経営の現状、5年後に実現をめざす農業経営の改善に関する目標、それを達成するためにとるべき措置を記載した計画のこと。これについて市町村等から認定を受けた者が認定農業者となる。

農業的土地利用

頁：15

食料供給源、国土保全、保水機能などのための農用地による土地利用のこと。

農福連携

頁：31

障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、自信、いきがいをもって社会参画を実現していく取組のこと。障がい者などの就労、いきがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足、高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

は行

ハザードマップ

頁：56,57

浸水、土砂災害などが発生するおそれの高い区域を着色した地図のこと。市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識をもち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認するために使用する。

バリア

頁：50,59,60,61

障がいのある人が社会生活をしていく上での、社会的、制度的、心理的なすべての障壁のこと。これらを取り除くことを「バリアフリー」という。

ハローワーク

頁：31,51

職業安定所のこと。民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援するセーフティネットとしての役割を担う、厚生労働省の機関。

ビッグデータ

頁：7

ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話及びスマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理、処理が困難なデータ群のこと。

避難路

頁：61

避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を迅速かつ安全に避難させるためのもののこと。

府域一水道

頁：62,63

大阪府内の全水道事業体が統合して一つの組織を作り、事業運営、会計を一本化（料金統一）すること。大阪府では、大阪府水道設備基本構想（2012年）において、大阪広域水道企業団を核として府域水道のさらなる広域化を推進し、大阪市を含む府域一水道をめざすと掲げている。

フードダイバーシティ

頁：33

直訳では「食の多様性」を意味し、世界中の宗教などを理由にした食のタブーをもつ人々を理解し、受け入れる環境づくりのこと。



不法簡易屋外広告物

頁：59

屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例に違反し掲出された、はり紙、はり札、広告旗、立看板などのこと。

プラットフォーム・ビルダー

頁：7

公・共・私相互間の協力関係を構築し、関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネジャーとなる存在のこと。

フレイル

頁：48,52

要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的、精神的、心理的、社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がい、死亡を含む健康障がいを引きやすいハイリスク状態のこと。

放課後・土曜学習

頁：39

小・中学校での放課後の時間及び休業日である土曜日を利用して、学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒に学習支援等を行うこと。

放課後児童

頁：36,37

小学校における日々の授業終了後の子どものこと。国の「新・放課後子ども総合プラン」においては、保護者が就労などで家庭にいない子どもに対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」と、すべての子どもに対し、地域学習、交流の場などを設け、多様な体験及び活動を提供する「放課後子供教室」の整備を進めることとされている。

防災行政無線

頁：57

警報級以上の気象情報、災害時の避難情報、緊急地震速報など、緊急情報を放送する無線局のこと。状況に応じて、防犯情報、感染症情報なども放送する。

ポジティブアクション

頁：46

過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。

ま行

マイクロツーリズム

頁：25

府内など、近隣地域内での観光のこと。

マイタイムライン

頁：56

災害発生時に、自分自身、家族のとるべき行動について、「いつ」「誰が」「何をするか」をあらかじめ時系列で整理した自らの防災計画のこと。

マイノリティ

頁：47

少数者であるがゆえに社会参加が制約されたり、差別、偏見などが障壁となって生きづらさを感じている人、社会的マイノリティのこと。

マスメディア

頁：33

新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、映画など、マスコミュニケーション（不特定多数の人々に対して大量の情報を伝達すること）のための媒体のこと。

まちづくり

頁：4,8,9,10,12,13,14,15,16,17,18,20,21,25,26,28,29,32,33,35,45,46,49,55,57,64,65,66,67

地域社会やそこで暮らす市民の生活などに密接に関連する活動、市の施策、その他あらゆる取組のこと。

水循環

頁：62

水が蒸発、降下、流下、浸透により海域などに至る過程で、地表水又は地下水として循環すること。

や行

遊休農地

頁：28,30,31

周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い農地又はかつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地のこと。

ユニバーサルデザイン

頁：61

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限りすべてのの方が人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード及びソフトの両面から継続して整備、改善していくという理念に基づいたデザインのこと。

幼児教育サポートチーム

頁：36,37

本市の乳幼児保育・教育の充実のため、2018年度に教育委員会内に設置された組織のこと。幼稚園管理職経験者などからなる幼児教育サポーターが、市内の公立、私立の就学前教育・保育施設を訪問し、実態の把握や助言、研修の実施などを行っている。

ら行

ライフスタイル

頁：4,7,42

生活の様式、営み方のこと。また、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方のこと。

ライフステージ

頁：36,51,52,53

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階のこと。

流域治水

頁：57

河川管理者が行う従来の治水対策をより一層加速するとともに、氾濫域も流域の一つと捉え、流域に関わる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方のこと。

リユース

頁：27

使用しなくなったもののうち、有用なものを製品としてそのまま使用したり、他の製品の一部として使用すること。

レクリエーション

頁：26,42,43

仕事、勉強などの肉体的、精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。

レスパイトケア

頁：49

短期入所サービス、デイサービスなどを利用することにより、家族介護者を一時的に介護から解放し不安の軽減を図り、心身の疲れを回復させ、リフレッシュするためのケアのこと。

老年人口

頁：8

年齢別人口のうち 65 歳以上の人口層のこと。

老老介護

頁：48

高齢者が高齢者を介護すること。

ロボティクス

頁：7

ロボットの設計、製作、制御を行う「ロボット工学」のこと。転じて、ロボットに関連した産業全般を総じて呼ぶ。



わ行

ワークショップ

頁：29

本来「仕事場」「作業場」を意味する言葉で、グループ各人の創意工夫、実験を通して検討しあいながら行うセミナー、研究会のこと。

アルファベット・数字

AI

頁：7

「Artificial intelligence」の略称で、人工知能のこと。人間にしかできなかったような高度に知的な作業、判断をコンピュータを中心として行うもの。

ICT

頁：7,31,38,39

「Information and Communication Technology」の略称で、情報、通信に関する技術のこと。

NPO

頁：18,41,65

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体のこと。

PDCA サイクル

頁：67

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定、評価）、Action（対策、改善）の仮説、検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという考え方のこと。

SNS

頁：30,32,33,46,57,

「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で利用者同士のコミュニケーションを円滑にする場、趣味及び共通の関心事例などで新たなつながりを構築する場などを提供するサービスのこと。

Society5.0

頁：7

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱された。

2050年カーボンニュートラル

頁：26

2050年までに「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことで温室効果ガスを「ニュートラル（中立）」にするという考え方のこと。

3R推進センター

頁：27

池田市環境基本計画に位置付けられたパートナーシップの拠点のこと。3R（Reduce（リデュース、減量）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再資源化））の推進、環境情報発信、環境講座、展示、イベントなどが行われる。

5G

頁：7

「第5世代移動通信システム」のことで、「超高速」「多数同時接続」「超低遅延」という3つの特徴をもつ通信規格をいう。

SDGs17 の目標

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかで掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



都市と人間の居住地を包括的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



飢餓に終止符を打ち、食料の安全確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



持続可能な消費と生産のパターンを確保する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を採る



すべての人々に包括的かつ公正で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



海洋・海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



陸域生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および回復、ならびに生物多様性損失を阻止を図る



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



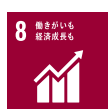
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



すべての人々のための持続的かつ包摂的な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



レジリエントなインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

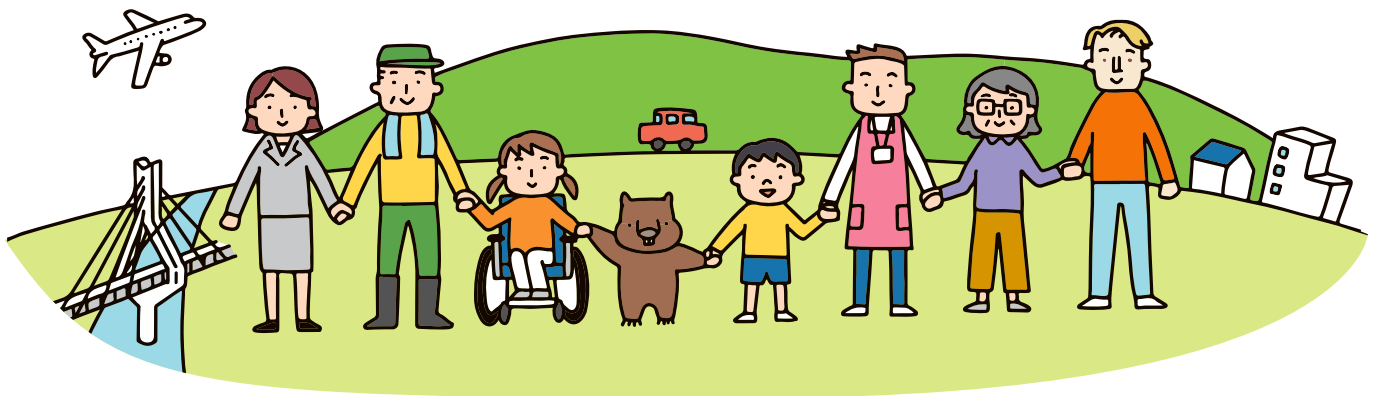


国内及び国家間の不平等を是正する

第7次池田市総合計画

発行日 2023(令和5)年3月
 発行者 池田市総合政策部SDGs政策企画課
 〒563-8666 大阪府池田市城南1-1-1
 TEL:072-754-6213
 FAX:072-752-7616

「**だったらいいな**」を叶える **いけだ**
笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ
みんなが大好きなまち



第7次
池田市総合計画